社会福祉法人申孝福祉会 役員及び評議員の報酬並びに

費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人申孝福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第 21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に 関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、 理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係 にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名 称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間16万円以内とする。

(役員及び評議員の報酬)

第5条 役員及び評議員に対する報酬の額については、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

- 第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、 これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出 張終了後精算することができる。
- 2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により出張旅費等を支給することができる。
- 3 旅費は、実費を支給する。
- 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(退任慰労金)

第8条 退任役員等に対する退職慰労金または退職記念品は、10万円を限度に支給または 授与することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 役員及び評議員の報酬は、毎年度12月末までに支払うものとする。

2 出張旅費等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬は、通貨または振り込みをもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1.この規程は平成30年6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。
- 2. この規程は、令和5年6月17日から施行する。

別表1(報酬年額)

名 称	職務	報酬
役員報酬	非常勤理事	12, 000円
	非常勤監事	20,000円
評議員報酬	評議員	12, 000円

別表 2(出張旅費等)

旅 費	宿泊費	その他 (業務遂行に必要な経費)
実 費	実 費(~20,000円)	実 費